



青高保第1399号
令和3年12月17日

介護サービス事業所等設置者 殿

青森県健康福祉部長
(公印省略)

令和3年度青森県介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業 のお知らせ

このことについて、補助金交付要綱を制定し、令和4年1月4日から申請受付を開始します
のでお知らせします。

当該補助金に係る補助対象経費、対象施設及び補助金額、申請書等の様式及び申請方法等に
ついて、下記のホームページに掲載しております。

交付要綱、申請手続きマニュアル、Q&A、記載例等を御確認の上、申請してください。

記

1 県ホームページ

https://www.pref.aomori.lg.jp/sohiki/kenko/koreihoken/kansenbousi-taisakusien_hojo.html

又は検索エンジンで「青森県介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援」と
検索

2 同封書類

- (1) 青森県介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業に関するお知らせ
- (2) 申請手続きマニュアル（電子申請の場合）

債権譲渡事業所等は電子申請ができませんので、上記ホームページに掲載している
申請手続きマニュアル（郵送申請の場合）を参照してください。

- (3) 介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業Q&A
- (4) お問合せ先一覧
- (5) 介護保険電子請求受付システムパスワード発行依頼書



令和3年度青森県介護サービス事業所・施設における 感染防止対策支援事業に関するお知らせ

介護サービス事業所・施設が感染防止対策を継続的に行うことができるよう、衛生用品等の購入に必要な経費を支援します。

1 補助対象経費

令和3年10月1日から令和3年12月31日までに購入した

- ・衛生用品（マスク、手袋、消毒液、ガウン、ゴーグル、フェイスシールド、キャップ、清拭クロス等、感染を防ぎ又は消毒するためのもの）
- ・感染症対策に要する備品（パーテーション、パルスオキシメーターの2品のみ）

2 対象施設及び補助金額

「【別表】令和3年度青森県介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業補助金（基準単価）」を参照してください。

期間中に購入した上記品目の合計額と基準単価と比較して少ない額を補助します。

※医療系の介護サービスを行う医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）に医療の補助金「令和3年度新型コロナウィルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」が支給される場合は、本事業の申請はできません【重複申請となります】。

- ・病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所
- ・介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所
- ・訪問看護事業所
- ・病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所
- ・居宅療養管理指導事業所・介護療養型医療施設

3 申請方法

原則 電子申請（電子請求受付システム利用）

ただし、債権譲渡事業所等は郵送申請

※期間中に購入された対象経費を1回にまとめて申請

4 申請期間

令和4年1月4日（火）9：00～1月31日（月）17：00

令和4年2月1日（火）9：00～2月28日（月）24：00

※郵送の場合は2月28日（月）**必着**

申請手続き等については、青森県庁ホームページをご覧ください。

「【介護保険】令和3年度青森県介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業費補助金について」

https://pref.aomori.lg.jp.soshiki/kenko/koreihoken/kansenboushi-taisakusien_hojo.html

【別表】令和3年度青森県介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業補助金(基準単価)

基準単価(単位:円、1事業所又は施設当たり)

事業所・施設の種別(※1)				事業所・施設の種別(※1)					
通所系	1 通所介護事業所	通常規模型	10,000	/事業所	31 介護老人保健施設	定員19人以下	10,000	/施設	
		大規模型(Ⅰ)	15,000	/事業所		定員20人以上	20,000	/施設	
		大規模型(Ⅱ)	20,000	/事業所		定員39人以下	30,000	/施設	
	4 地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		10,000	/事業所		定員40人以上 49人以下	40,000	/施設	
	5 認知症対応型通所介護事業所		10,000	/事業所		定員50人以上 69人以下	50,000	/施設	
	6 通所リハビリテーション事業所	通常規模型	10,000	/事業所		定員70人以上 89人以下	60,000	/施設	
		大規模型(Ⅰ)	15,000	/事業所		定員90人以上	70,000	/施設	
		大規模型(Ⅱ)	20,000	/事業所		定員29人以下	30,000	/施設	
短期入所系	9 短期入所生活介護事業所		10,000	/事業所		定員30人以上 39人以下	40,000	/施設	
	10 短期入所療養介護事業所	定員20人以下	5,000	/事業所		定員40人以上 49人以下	50,000	/施設	
		定員21人以上	10,000	/事業所		定員50人以上 69人以下	60,000	/施設	
訪問系	12 訪問介護事業所	訪問回数1,200回以下	10,000	/事業所	43 介護療養型医療施設	定員70人以上	70,000	/施設	
		訪問回数1,201回以上 2,000回以下	15,000	/事業所		定員29人以下	30,000	/施設	
		訪問回数2,001回以上	20,000	/事業所		定員30人以上 39人以下	40,000	/施設	
	15 訪問入浴介護事業所		10,000	/事業所		定員40人以上 49人以下	50,000	/施設	
	16 訪問看護事業所		10,000	/事業所		定員50人以上 69人以下	60,000	/施設	
	17 訪問リハビリテーション事業所		5,000	/事業所		定員70人以上	70,000	/施設	
	18 定期巡回・随時対応型訪問看護事業所		10,000	/事業所		定員14人以下	10,000	/事業所	
	19 夜間対応型訪問介護事業所		10,000	/事業所		定員15人以上	15,000	/事業所	
	20 居宅介護支援事業所		10,000	/事業所		定員19人以下	10,000	/事業所	
	21 居宅療養管理指導事業所		5,000	/事業所		定員20人以上 39人以下	20,000	/事業所	
多機能型	22 小規模多機能型居宅介護事業所		10,000	/事業所		定員40人以上 59人以下	30,000	/事業所	
	23 看護小規模多機能型居宅介護事業所		10,000	/事業所		定員60人以上 69人以下	40,000	/事業所	
入所施設・居住系	24 介護老人福祉施設	定員39人以下	30,000	/施設	51 特定施設入居者生活介護事業所	定員70人以上 89人以下	50,000	/事業所	
		定員40人以上 49人以下	40,000	/施設		定員90人以上 99人以下	60,000	/事業所	
		定員50人以上 69人以下	50,000	/施設		定員100人以上	70,000	/事業所	
		定員70人以上 89人以下	60,000	/施設		定員19人以下	10,000	/事業所	
		定員90人以上	70,000	/施設		定員20人以上	20,000	/事業所	
対象経費				令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品の購入費用及び感染症対策に要する備品の購入費用					
助成額				・1事業所・施設につき基準単価まで助成することができる。 ・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。					

※1 事業所・施設について、令和3年10月から12月までの間に指定等を受けているものであり、休業中のものを含む。また、

・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1~56)により助成する。

・介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1~56)により助成する。

・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断する。

・訪問介護の訪問回数については、令和3年10月の1か月における身体介護、生活援助及び通院等乗降介助の合計数で判断する。

・短期入所療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設及び認知症対応型共同生活介護事業所の定員については、助成の申請時点で判断する。

※2 以下に掲げる事業所・施設であって、令和3年度新型コロナウィルス感染症感染拡大防止継続支援補助金の交付を受ける場合は、本事業の対象としない。

・病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所 ・介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所

・訪問看護事業所 ・病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所

・居宅療養管理指導事業所 ・介護療養型医療施設

申請手続きマニュアル（電子申請の場合）

○申請方法は、県庁ホームページからダウンロードしたExcelファイル（第1号様式）に必要項目を入力し、国保連の「電子請求受付システム」にアップロードします。ただし、債権譲渡事業所は電子申請できませんので、申請書等を紙で県高齢福祉保険課へ郵送してください。
また、CD-ROM等の電子媒体を用い申請することはできません。「電子請求受付システム」への電子申請又は郵送申請としてください。

今回は申請書兼実績報告書のため、申請書等の提出は1回のみとなります。

※領収書等の証拠書類の提出は不要です。

1 Excelファイル（第1号様式）の作成

【お願い】

○同一法人で県内に複数の介護サービス事業所等を有する場合は、重複申請、法人内での申請漏れを防止するため、県内の事業所分をとりまとめて、申請を行ってください。
○申請は、原則として、各介護サービス事業所等で1回のみです。

①Excelファイル（第1号様式）を県のホームページからダウンロードしてください。

県ホームページ：「【介護保険】令和3年度青森県介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業費補助金について」

URL：http://pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/kansenboushi-taisakusien_hojo.html

②Excelファイル（第1号様式）を作成します。

1. 第1号様式（3）事業所・施設別個票を作成します。

○着色されたセルに必要項目をすべて入力します。

○誓約事項・口座情報のすべてに「○」が選択されていることを確認してください。

○AP32のセルが赤字で「国保連へ申請」と表示されていることを確認してください。

！注意

- ・積算内訳品目が多くなる場合は、品目の欄に「マスク等」、数量等の欄には「マスク〇枚入り〇〇円×〇箱、消毒液〇〇円×〇個等と記載してください。

！注意

- ・事業所が複数ある場合、個票1のシートをコピーし、コピー後のシート名の見出しを「個票●」（●は1からの通し番号）に修正してください。シート名を修正しなければ、内容が様式(1)(2)に正しく反映されず、補助金の支払にも影響が出ます。

総括表 申請額一覧 個票1 **個票2**

2. 第1号様式（総括表）を作成します。

第1号様式（総括表） 令和3年度青森県介護サービス事業所、施設における感染防止対策支授事業補助金申請書兼実績報告書			
青森県知事 令和 年 月 日			
備記について、次のとおり申記します。			
□記入欄			
申請者	法人名 事業所の所在地 申請に関する連絡先 法人の代表者の氏名 申請に関する担当者	電話番号 E-mail 職名 氏名 職名	
申請内容			
介護サービス事業所・施設における感染防止対策支授事業		事業所・施設数	申請額
送付件数	1. 通所介護事業所（通常機関型） 2. 通所介護事業所（大規模型（Ⅰ）） 3. 通所介護事業所（大規模型（Ⅱ）） 4. 地域密着型通所介護事業所（障害適用介護事業所含む） 5. 認知症対応型通所介護事業所 6. 通所リハビリテーション事業所（通常機関型） 7. 通所リハビリテーション事業所（大規模型（Ⅰ）） 8. 通所リハビリテーション事業所（大規模型（Ⅱ））	0 か所	0 円
	小計	0 か所	0 円

○申請者情報を記入します。（左の赤枠）

- 法人名は、株式会社〇〇、社会福祉法人〇〇、合同会社〇〇と記載してください。
- 申請に関する連絡先は担当者が普段勤務している事業所の電話番号等を記入して下さい。

○「申請内容」欄は第1号様式（2）の情報をもとに自動転記されます。正しく自動転記されていることを確認してください。

3. 第1号様式（2）事業所・施設別申請額一覧を確認します。

(第1号様式(2)事業所・施設別申請額一覧)									
No.	事業所・施設名	介護保険事業所番号	サービス種別	電話番号	住所	代表となる法人名	基準算額(a)	所要額(b)	申請額(c) (審査結果 (審査結果記入))
1									
2									
3									
4									

○この一覧は第1号様式（総括表）及び第1号様式（3）事業所・施設別個票に入力した内容が自動転記されます。

- 「審査結果」を除くすべての項目に記載されていることを確認してください。
- 申請する事業所がすべて転記されていることを確認してください。

3 申請書等の提出

○Excelファイル（第1号様式）を国保連の「電子請求受付システム」にアップロード

国保連の「電子請求受付システム」ログイン（ID, パスワードが必要）し、本事業の申請画面にアクセスの上、第1号様式のExcelファイルをアップロードします。

「電子請求受付システム」

- URL : <http://www.e-seikyuu.jp/>
- または、検索エンジンで「介護電子受付システム」と検索。

※介護報酬請求ソフトからは申請できませんのでご注意ください。



※ログインID・パスワードを忘れた場合は、青森県国保連にFAXにて「介護保険電子請求受付システムパスワード発行依頼書」を提出してください。

**受付期間（オンライン）：令和4年1月4日（火）9：00～1月31日（月）17：00
令和4年2月1日（火）9：00～2月28日（月）24：00**

4 補助金の交付決定、振り込み

<交付決定>

- ・提出された申請書等について、県が内容を確認します。
- ・補助金の交付決定が行われた場合、県から、法人（介護サービス事業所等）に交付決定通知が送付されます。
- ・申請書に不備がある場合や、国保連に登録されている口座が債権譲渡されているにも関わらず国保連に申請した場合には、県が必要に応じ、法人（介護サービス事業所等）へ連絡することがあります。

※交付決定時期（予定）

- ・申請翌月の下旬

ただし、申請内容に不備等があり補正が必要となった場合は、翌月の下旬以降に交付決定することがあります。

<補助金の支払い>

- ・青森県国保連から支払通知書が事業所番号毎に送付されます。
- ・介護給付費の請求をインターネットで行っている事業所には電子請求受付システムに送付されます。
- ・介護給付費の請求を紙・電子媒体で行っている事業所には郵送で送付されます。
- ・補助金の振込は**申請翌月末**を予定していますので、必ず入金確認を行ってください。
ただし、申請内容に不備等があり交付決定が遅れた場合等は補助金の支払いが遅れますので、ご了承ください。
- ・補助金は国保連に登録されている口座に事業所番号毎に振り込まれます。

手続は以上です。

今回は、他の補助金等のように「実績報告書」等の提出については必要ありません。

事業内容、申請書の作成方法等、電子請求受付システムに関することについては、それぞれの問合せ先が異なっておりますので、「問合せ一覧」をご確認の上、お問合せください。

介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業 Q & A

○事業内容、対象経費、申請書等について

問合せ先：青森県庁高齢福祉保険課（FAX：017-734-8090）

No.	質問	回答
1	本事業と「青森県介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」の 両方補助 を受けることは可能か。	可能です。 ただし、他の事業の補助対象経費の算定に計上したものは、他方の事業の補助対象経費として計上（二重計上）はできませんのでご留意ください。
2	本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していない事業所・施設でも補助対象となるのか。	お見込みのとおりです。
3	令和3年10月から12月までの間に 新規の指定 を受けた場合は申請できるのか。	令和3年10月から12月までの間に新規の指定等を受けた事業所・施設についても申請可能です。 ただし、当該指定を受けた日以降に購入した衛生用品等の費用が補助対象となります。
4	訪問介護事業所の 訪問回数 はどのように算出するのか。	令和3年10月の1か月における身体介護、生活援助及び通院等乗降介助の合計数で判断してください。
5	訪問介護事業所で、令和3年11月に 新規指定 を受けた場合の 訪問回数 はどのように算定すればよいか。	個別の事情に応じて、令和3年11月、12月又は把握できる直近の1か月の訪問回数で請求してよいこととして差し支えありません。
6	介護サービスと総合事業又は介護サービスと介護予防サービスの 両方の指定 を受けている訪問介護事業所の 訪問回数 は合算してよいか。	合算してください。
7	施設サービスにおいて、短期入所療養介護を 空床利用 で実施している場合の定員数の取扱いはどのようにすればよいか。	令和3年4月から9月の1日あたりの平均利用者数を定員数としてください。（ただし、あらかじめ指定権者に定員数を届け出している場合は、当該定員数を用いても差し支えありません。）
8	①「 衛生用品 」とは、どのような物が補助対象となるのか。 ②「 感染症対策に要する備品 」とは、どのような物が補助対象となるのか。	①については、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生用品であって下記のような物を想定しています。 例) マスク、手袋、消毒液、ガウン、ゴーグル、フェイスシールド、キャップ、清拭クロス等 ②については、パーテーション及びパルスオキシメーターの2品目のみです。

No.	質問	回答
9	備品は、発注が令和3年10月1日から12月31日までの間に行われていれば、納品や支払いが令和4年1月1日以降となってもよいか。	納品や支払いが令和4年1月1日以降でも、 10月1日から12月31日までの間に発注して購入が確定しているのであれば（見積もりのみは不可）、補助対象として差し支えありません。
10	費用が確定していない段階における申請（概算による申請）は可能か。	本事業に要する費用が確定してから申請することを想定しています。
11	申請書類には、購入した物品の領収書等、支出した費用が分かる 証拠書類の添付 が必要か。	支出した費用の金額・品目等を申請書に記載すれば領収書等の証拠書類の提出は 不要です 。 なお、領収書等の証拠書類は、介護事業所・施設において適切に整備保管し、県から求めがあった場合は速やかに提出する必要があります。
12	申請は何回でも可能か。	1回のみとしてください。
13	申請は 事業所単位 か 法人単位 か。	事業所単位でも、法人単位でも可能です。ただし、重複申請、申請漏れを防止するため、できるだけ法人単位としてください。 また、事業所単位で申請する場合、申請書の第1号様式（総括表）の申請者は法人名（社会福祉法人、株式会社、合同会社等）としてください。
14	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等は補助対象外か。	補助対象外となります。 本事業は令和3年4月から9月末まで、介護の基本報酬の0.1%特例の対象としていた事業所・施設が対象です。 なお、ヘルパー事業所等が併設されている場合は、訪問介護事業所等として請求することができます。
15	【債権譲渡事業所等】郵送した書類が県に届いたか、届いていないか確認してほしい。	簡易書留等、記録が残るようにして送付してください。
16	県庁へ申請書を持参してもよいか。	原則、電子請求受付システムからの電子申請となります。 債権譲渡事業所等電子申請ができない場合は紙での申請を受け付けますが、申請記録が残るよう簡易書留等で郵送してください。 また、感染防止のため、持参することはご遠慮ください。
17	介護報酬請求ソフトからログインしたが、電子請求受付システムにログインできない。	介護報酬請求ソフトからはログインできません。電子請求受付システムからログインしてください。

○青森県国保連合会で対応が可能な問合せ
問合せ先：青森県国保連合会介護保険課
電話：017-723-1336（代表）

FAX：017-735-4020

No.	質問	回答
1	介護電子請求受付システムにログインする際のIDとパスワードがわからない。	IDとパスワードが不明な場合は、申請案内に同封した「介護保険電子請求受付システムパスワード発行依頼書」を提出してください。 また、電話ではお答えできかねますので、ご了承ください。
2	電子申請が成功したか確認してほしい。	国保連では確認できませんので、電子請求受付システムにログインの上、ご自身でシステム上からご確認ください。 なお、操作方法が不明な場合は、電子請求ヘルプデスクへお問合せください。
3	支払通知書の送付方法はどうなっているのか。	介護給付費をインターネットで請求している場合は、電子請求受付システムに送付されます。 介護給付費の請求を紙・電子媒体で行っている事業所には郵送で送付されます。 また、支払通知書は事業所番号毎に送付されます。

○電子請求受付システムについて

問合せ先：介護電子請求ヘルプデスク（電話：0570-059-402）

電子請求受付システムの操作方法等は、介護電子請求ヘルプデスクへお問合せください。
音声ガイダンスが流れますので、音声案内に従って操作してください。
また、音声案内では「介護感染防止対策支援事業助成金」とご案内しますが、「青森県介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業補助金」と同じ内容です。

お問合せ先一覧

No.	お問合せ内容	担当窓口
1	事業内容に関する問合せ。 <ul style="list-style-type: none"> ・支給要件、制度概要 ・申請書入手方法、申請書記入方法 ・審査の進捗、補助金の支払時期 	青森県高齢福祉保険課 介護事業者グループ FAX 017-734-8090
2	青森県国保連合会で対応が可能な問合せ。 <ul style="list-style-type: none"> ・電子請求受付システムのユーザーID又はログインパスワードの再発行 (県庁ホームページに掲載している「介護保険電子請求受付システムパスワード発行依頼書」を提出してください。) ・支払通知書の発行確認 	青森県国保連合会 介護保険課 電話 017-723-1336 (代表) FAX 017-735-4020
3	電子請求受付システムの操作に関する問合せ <ul style="list-style-type: none"> ・電子請求受付システムを利用した申請の手順案内 ・電子請求受付システムの操作方法全般 ・電子請求システムへのログイン方法 ・申請書のアップロード手順、アップロード確認方法 ・電子請求受付システムで発生するシステムエラーの対応 ・電子請求受付システムからの支払通知書の取得、確認方法 	介護電子請求ヘルプデスク 電話 0570-059-402 期間 令和4年1月4日～3月31日 平日・土日祝日 10:00～17:00 音声ガイダンスの案内あり
4	事業全般に関する問合せ	厚生労働省コールセンター 電話 03-5253-1111 (内線3807、3907) 平日 9:30～17:30

青森県国民健康保険団体連合会 介護保険課 行

FAX 017-735-4020

介護保険電子請求受付システムパスワード発行依頼書

依頼年月日	令和 年 月 日	
事業所番号		
事業所名称		
事業所担当者		
連絡先	TEL	
	FAX	

※ 事業所番号は誤りのないよう記入願います。

※ 各事業所番号に対して、1枚で提出してください。

送付方法	<ul style="list-style-type: none">・希望される送付方法に「○」を付してください。	
	1. FAX	2. 郵 送

※ 送付方法で「2. 郵送」をご希望の場合は、宛先を記載した返信用封筒を同封のうえ依頼書を郵送にて提出願います。

返信用封筒に貼付する切手は料金不足にならないようにしてください。

(目安 1~3事業所：84円、4~9事業所：94円)

郵送の場合の提出先
〒030-0801 青森市新町2-4-1 県共同ビル3階
青森県国保連合会 介護保険課 あて

※ 連合会では、この依頼書に基づき、ID及び(仮)パスワードの発行手続きを行います。

なお、発行手続きには数日かかりますのでご了承ください。

【国保連合会使用欄】

処理年月日	令和 年 月 日	担当	
連絡年月日	令和 年 月 日	担当	
発行区分	新規 • 再発行		
備考	新型コロナウイルス感染防止対策支援事業に係る発行		